

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 丸 全 昭 和 運 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浅 井 俊 之
(コード番号 9068 東証市場第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 櫻 井 充
(電 話 0 4 5 - 6 7 1 - 5 8 2 0)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において単元株式数の変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 116 回定時株主総会に、株式併合および定款一部変更にかかる議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の第116回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1.単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にすることを目的として、5株を1株にする株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（減少する株式数は、今後変動する可能性があります。）

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	98,400,882 株
株式併合により減少する株式数	78,720,706 株
株式併合後の発行済株式総数	19,680,176 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,765名（100.00%）	98,400,882株（100.00%）
5株未満	433名（9.09%）	482株（0.00%）
5株以上	4,332名（90.91%）	98,004,400株（100.00%）

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式のみを所有されている株主様433名（所有株式数の合計482株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少にともない、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成30年10月1日をもって、株式併合の割合である5分の1を考慮し、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	197,000,000株
変更後の発行可能株式総数(平成30年10月1日付)	40,000,000株

(7) 転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

本株式の併合にともない、当社発行の第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の転換価額を平成30年10月1日以降、下記のとおり調整いたします。

変更前の転換価額	413円
変更後の転換価額(平成30年10月1日付)	2,065円

(8) 株式併合の条件

平成30年6月28日開催予定の第116期定時株主総会において、本株式併合および下記「3. 定款一部変更」にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」にともない、現行定款第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)を変更いたします。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第2章株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億9,700万株</u> とする。	第2章株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。

<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
---	---

(3) 定款一部変更の条件

平成30年6月28日開催予定の第116回定時株主総会において、上記、「2. 株式併合」および定款一部変更にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成30年5月11日
定時株主総会開催日	平成30年6月28日 (予定)
単元株式数の変更、株式併合、定款一部変更の効力発生日	平成30年10月1日 (予定)
端数株式処分代金のお支払	平成30年12月上旬 (予定)

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上